

令和2年度事業計画書

本協会は、協会の目的である地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るため市町村振興宝くじ収益金等を活用し、市町村に対する低利な貸付事業をはじめとする定款第4条に規定する公益目的事業を次のとおり実施する。

1 貸付事業【予算額 5,000,000千円】（定款第4条第1項第1号）

(1) 長期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業
- ② 魅力ある街づくりや地域づくり等で緊急に整備を要する公共施設整備事業

イ 貸付利率

貸付日直近の財政融資資金の貸付利率に0.7を乗じた率とする。ただし、その率が0.01%を下回るときは、0.01%とする。

なお、小数点の取り扱いは、財政融資資金の貸付利率が小数点第1位までのときは、小数点第2位を四捨五入し、財政融資資金の貸付利率が小数点第2位までのときは、小数点第3位を四捨五入する。

ウ 貸付最低保障枠

市町村への貸付総額は、50億円とする。ただし、サマージャンボ宝くじに係る県交付金が予算を上回るなど、宝くじ交付金基金の残高の状況により増額する。

なお、1市町村当たりの貸付最低保障枠を市にあっては2億円、町村にあっては1億円とする。

エ 貸付日

令和2年度の地方債に係る貸付けは、令和3年3月24日（水）及び令和3年5月24日（月）とする。ただし、令和元年度の貸付対象事業のうち令和2年度に繰り越すこととなった事業については、令和2年度中の毎月24日（ただし、該当日が金融機関休業日にあたるときは翌営業日）に貸付けることができるものとする。

オ 貸付の条件等

① 償還期間は、次の5区分とする。

区分	5	10	15	20	25
償還期間	5年以内	10年以内	15年以内	20年以内	25年以内

*いずれも据置期間含む。

② 据置期間及び償還方法は、次の内容から選択するものとする。

項目	内容
据置期間	0年・1年・2年・3年から選択
償還方法	半年賦元金均等償還・半年賦元利均等償還から選択

(2) 短期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象に伴う災害又は大規模な火災等に伴う災害に関連する事業
- ② 市町村（政令指定都市を含む。）が暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象に伴う災害又は大規模な火災等に伴う災害で被災した際に緊急を要する事業
- ③ 他の市町村（県内外）に対して行う災害支援事業等

イ 貸付条件及び貸付額

- ① 貸付期間は、貸付同一年度内
- ② 償還方法は、元利とも一括償還
- ③ 貸付利率及び貸付額は、その都度決定する。

2 交付事業【予算額 384,363千円】（定款第4条第1項第2号）

新市町村振興宝くじ（通称：ハロウィンジャンボ宝くじ）の収益金に係る神奈川県からの交付金を市町村へ配分する。

3 助成事業【予算額 110,173千円】（定款第4条第1項第3号）

(1) 市町村共同助成事業【予算額 81,000千円】

複数の市町村が共同して広域的政策課題の解決を図るために令和元年12月末日までに申請された事業に対して助成する。

1 市町村当たりの助成限度額	300万円
助成期間等	助成期限：事業開始年度から連続した5年度の間 助成額：事業開始年度から3年度の間にあつては助成対象事業費の範囲内とし、4年度から5年度の間にあつては助成対象事業費の2分の1の範囲内とする。

(2) **宝くじ広報掲載料交付事業【予算額 4,811千円】**

市町村が発行する広報紙に、一定の期間内に、サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの販売促進のための広報を掲載した場合に、各宝くじとも1掲載を限度とし各8万円を助成する。

(3) **消防広域応援助成事業【予算額 3,000千円】**

神奈川県内で発生した災害等に際して、市町村の区域を越えて行われた救助活動等について助成する。

(4) **市町村関係団体への助成事業【予算額 20,942千円】**

ア 市町村関係団体共同推進活動費交付金【予算額 11,642千円】

神奈川県市長会及び神奈川県町村会が実施する神奈川県内の市町村の振興のための情報発信等の事業に対して助成する。

イ 市町村関係団体交付金【予算額 9,300千円】

市町村関係団体が市町村の振興と発展に資するために実施する研修及び調査研究事業について助成する。

(5) **市町村法制事務支援事業【予算額 420千円】**

新規の申請の受け付けは休止

ただし、平成28年度に助成した市町村については、同一の事業に限り令和2年度においても規程で定める助成期間内であれば申請することができる。

4 市町村職員研修事業【予算額 54,576千円】（定款第4条第1項第4号）

市町村職員等の資質の向上と能力の開発を図るために必要な研修を次のとおり実施する。

(1) **研修講座【予算額 26,021千円】**

基本研修や専門実務研修など合計45講座を実施する。

(2) **研修助成事業【予算額 13,700千円】**

ア 地域別研修の実施経費の助成【予算額 6,000千円】

複数の市町村が共同で研修を実施する場合の経費について、1助成対象団体に対して総額50万円を限度に助成する。また、研修センターが指定する研修メニューを実施する場合に、別枠（上限30万円）で助成する。

イ 市町村中央研修所等の受講経費の助成【予算額 7,700千円】

市町村の職員が市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、国土交通省国土交通大学校及び全国建設研修センターの研修を受講する場合、受講経費の10分の8を助成する。ただし、一市町村等の助成限度額は、60万円とする。

(3) **研修施設の管理【予算額 14,855千円】**

市町村職員等が受講しやすい研修環境等の維持を行うとともに、市町村が実施する職員研修事業における研修室の無償貸与を実施する。

5 情報提供事業【予算額 438千円】（定款第4条第1項第5号）

ホームページを活用して振興協会が実施する事業等の市町村に対して有益な情報をタイムリーに提供する。

6 施設管理運営事業【予算額 51,826千円】（定款第4条第1項第6号）

(1) **神奈川自治会館の賃貸事業【予算額 51,131千円】**

神奈川県内の市町村の共同利用施設である神奈川自治会館を管理し、市町村関係団体には事務の執行の場としての事務室の賃貸。市町村に対しては、会議室等の一時貸出等を行う。

(2) **防災備蓄物資の確保【予算額 695千円】**

神奈川自治会館及び研修施設に研修生及び帰宅困難者のための防災備蓄品を更新する。

令和2年度研修事業体系

